

京 都 大 学 百 周 年 時 計 台 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 記念館に、百周年記念ホール（大ホール）、国際交流ホール、会議室、迎賓室、京大サロンその他の施設を置く。</p> <p>2 前項の施設のうち、百周年記念ホール（大ホール）、国際交流ホール及び会議室は、次の各号に掲げる行事に使用するものとする。</p> <p>(1) 本学の会議、式典その他の行事</p> <p>(2) 部局の会議、式典その他の行事</p> <p>(3) 第7条第2項に定める者が開催（主催若しくは共催又は幹事等となりその開催に関与するものをいう。）する国際会議、講演会、研究会、研修会、式典その他の行事</p> <p>(4) その他総長が必要と認める行事</p> <p>(中 略)</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第11条 使用責任者（<u>第3条第2項第1号及び第2号の行事に係るものを除く。</u>）は、施設使用料を納付しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条</p> <p>2</p> <p>(同 左)</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第11条 使用責任者（<u>第3条第2項第1号の行事で総長が別に定めるものを除く。</u>）は、施設使用料を納付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年7月1日から施行する。</p>